

対政府関係

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)
- F. [参照資料](#)

付属書類 1 - 定義

付属書類 2 - 手続及び要件

A. 概要

米国連邦及び州／地方政府、外国政府、及び、国際政府組織、並びに、それらの職員へ向けての United Technologies Corporation の政治活動及びアドボカシーは、グローバル対政府関係 UTC オフィス (UTC's Office of Global Government Relations) により排他的に管理されています。

B. 適用性

世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業 (以下「**営業単位**」)、並びにそれらの取締役、役員及び従業員 (以下、総称して「**UTC**」)。

C. 定義

「コーポレート」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems、UTC Climate, Controls & Security、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の太字の用語は、[付属書類 1](#)において定義されます。

D. ポリシー

1. グローバル対政府関係 (Global Government Relations) (以下「**GGR**」) **UTC** オフィスは、[付属書類 2](#)に従い、**ロビー活動**、並びに、選挙で選ばれた役職者及び政治家候補の**UTC**施設への訪問を含む、**政府** (米国連邦及び州／地方、並びに非米国) 又は国際政府組織に向けられる立法、規制若しくは政策関連事項に関するすべてのアドボカシーを排他的に管理します。すべての**ロビイスト**は、[CPM 48D : ロビイスト](#)に従い、選定、審査、保持、監視、及び管理されなければなりません。**UTC**のシニア・バイス・プレジデント、グローバル対政府関係 (以下「**SVP GGR**」) は、前記の活動を行う又はそれらに関与するすべての**ロビイスト**及び**UTC**従業員を監督します。
2. すべての政治活動、**政治献金**、及び**政府機関**が後援するイベント (例えば、国民の休日の記念行事など) を支援するための寄付は、[付属書類 2](#)に厳格に遵守しなければなりません。
3. **UTC**により若しくはこれに代わって、**政府職員**に対し若しくはこれに代わって、提案又は提供されるすべての**ビジネスギフト**及び**スポンサー旅費**は、[CPM 48A : ビジネスギフトの提供](#)及び[CPM 48B : 第三者旅費提供](#)を厳格に遵守しなければなりません。
4. **政府職員**により、その指示で、若しくはそれを主賓として、後援若しくは支援された組織又はイベントに対して、**UTC**により若しくはこれに代わって行われるすべての**慈善事業への寄付**は、[CPM 11 : 慈善事業への寄付](#)に厳格に遵守しなければなりません。
5. 前記のすべての活動は、[CPM 4 : 米国政府との契約における企業倫理及び行動規範](#)及び[CPM 48 : 腐敗行為防止](#)に加え、次の通りに**UTC**の倫理規定で明確に述べられた基準に厳格に一致して従事及び実施されなければなりません。「**UTC**は、政党、国の政治委員会、及び個人の候補者への献金の制限を含め、**UTC**の政治への参加を規制するすべての国、州及び地域の法律を遵守します。」

E. 責任

1. **SVP GGR** は、**UTC** のエグゼクティブ・バイス・プレジデント及びゼネラル・カウンセル (**EVP GC**) との協議をもって、本ポリシーを解釈し、2年に1度、再検討する責任を負います。
2. 適用されるコモン・コントロール・マトリックスに管理及び試験手続を組み込みます。そして、**UTC** コーポレート・バイス・プレジデント、内部監査が、**営業単位**レベルでのコンプライアンスを評価するそれ

ぞれの場合において、定期監査（**法令遵守監査**（[CPM 34：グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)参照）を含む）を行います。定期的な年次財務監査の範囲内で、UTC の独立監査人もコンプライアンスを確実にするために、当該管理及び取引を調査します。

F. 参照資料¹

¹ [CPM 4：米国政府との契約における企業倫理及び行動規範](#); [CPM 11：慈善事業への寄付](#); [CPM 48：腐敗行為防止](#); [CPM48A：ビジネスギフトの提供](#); [CPM 48B：第三者旅費提供](#); [CPM 48D：ロビイスト](#)。

付属書類 1 : 定義

関連会社とは、次の**事業体**をいいます。

- 言及された**事業体**に対し**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**が**支配権**を行使する**事業体**、又は
- 言及された**事業体**とともに、他の**事業体**の共通の支配のもとに存在する**事業体**。

ビジネスギフトは、[CPM 48A : ビジネスギフトの提供](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- **事業体**の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、**事業体**の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、**事業体**の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂は、[CPM 48 : 腐敗行為防止](#)において定義されます。

事業体とは、「営利目的」か否かにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、信託、又は同様の**事業体**、その他の組織をいいます。

政府航空局 (GAA)とは、**政府**の航空局をいう。本ポリシーの解釈上、**本会社**事業に関連する **GAA 検査**を行うために **GAA 検査官**を送り出す、**政府**がその全部又は一部を所有する**事業体** (例えば、国家が所有するエアライン) が **GAA** です。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、市、又は地方自治体レベルにかかわらず、米国又は非米国政府、
- **政府航空局 (GAA)**、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う**事業体**、
- 政府が**支配権**を行使する**事業体**、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関 (例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など)、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

政府職員とは、**政府**の従業員、係長若しくは課長 (投票により選ばれたか、任命されたかにかかわらず)、又はそれらの地位の候補者をいいます。

ロビー活動とは、次のもののいずれかをいいます。

- 立法、規制若しくは政策関連事項、又はそれらのプログラム (米国連邦**政府**の契約、助成、融資、許可若しくはライセンスの交渉、授与又は管理を含む) についてのアドボカシーの目的で、**UTC**により又はこれに代わって行われる、**政府**若しくは**政府職員**、又はそれらの**関連会社**若しくは**関連当事者**との接触又はコミュニケーションをいい、下記の者との接触又はコミュニケーションを含みますが、これに制限されないものであります。
 - 米国議会の議員又は職員、
 - 大統領、副大統領、又は米国行政部門の政治任用官、
 - 米軍のジェネラル・オフィサー又はフラッグ・オフィサー、
 - 法律、規制、条約、政策又はプログラム (販売活動、又は、契約、助成、融資、許可若しくはライセンスの交渉、授与若しくは管理を含む) に関する米国州及び地方政府の立法府又は機関、

- 米国（連邦、州、又は地方）又は非米国の法令に基づき、ロビー活動又はロビイストという定義の中に該当するその他の活動。そのような活動を行う個人又は会社は、当該法令に従い、義務（例えば、登録、報告など）を遂行することが期待されます。

明確にするために記すと、これを判断する要素となるものは、その個人又は会社の地位又は所属ではなく、行われた接触、コミュニケーション、及び活動の性質であり、**ロビイスト**以外の **UTC** 従業員及び**ベンダー**が、前記の1つ又はそれ以上の活動を行った場合でも、**ロビー活動**に従事したとみなされる可能性があります。

ロビイストとは、**ロビー活動**を提供するために **UTC** により選定又は保持された既存又は見込み**ベンダー**をいいます。

政治献金とは、**UTC** (**UTC PAC** 経由を含む) により又はこれに代わって行われる、それぞれのケースで米国内外における、**政府機関**への候補者（投票により選ばれたか、任命かにかかわらず）に対する、又は、政治的アドボカシー若しくは**政府機関**への候補者を促進する目的で組織されたあらゆる政党、若しくは同様の**事業体**に対する財務的その他の支援をいいます。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- **事業体**に関しては、**事業体の関連会社**をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B : 第三者旅費提供](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、**UTC** 又は **UTC** の**関連会社**の従業員ではない個人をいい、
- **事業体**に関しては、**UTC** 又は **UTC** の**関連会社**ではない**事業体**をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの解釈上、**本会社**の合弁会社パートナー及び**ベンダー**、並びにそれらそれぞれの**関連会社**は、**第三者**となります。）

UTC PACとは、**UTC** 連邦政治活動委員会（Federal Political Action Committee）をいいます。

ベンダーとは、**UTC** への原材料又はサービスの現職又は見込みの**第三者**コントラクター若しくはサプライヤーをいいます。

付属書類 2 : 手続及び要件

A. GGRオフィス駐在BU代表者

SVP GGRは、**UTC**の立法上、規制若しくは政策上の利益を促す活動を実施するワシントンD.C.、その他オフィスに拠点を置く**コーポレート**及び**BU代表者**の活動を監督及び調整します。**BU代表者**は、彼らのそれぞれの**BU**監督者に直接、報告しますが、**SVP GGR**とは間接的な報告関係にあります。この関係には、**SVP GGR**による**BU代表者**候補の事前承認を含みます。

B. 重要な公共政策問題についての陳述

重要な国内、海外、又は国際的な公共政策問題（例えば、防衛、環境、エネルギー又は税政策、米国外交、国際紛争、**政府**の助成金）についての**UTC**の公式な立場を表明することを意図したすべての外部陳述は、**SVP GGR**（又は被指名人）及び **EVP GC**（又は被指名人）により事前に承認されなければなりません。**GGR**及び**コーポレート・リーガル・カウンセラー**が、その問題及び陳述により影響を受ける、又は受けうる関連ステークホルダー（例えば、**コーポレート**、**BU**、株主、従業員など）の利益を明らかにすることができるように、提案された陳述の十分な事前通知が提供されなければなりません。このような陳述には以下の事項を含みますが、これに制限されるものではありません。公共政策についての業界団体の報告若しくは研究への**UTC**の支持又は協力関係、演説又は業界の会議での公共政策についてのコメント、及び報道機関に対して行われる公共政策についてのコメント。**GGR**及び**コーポレート・リーガル・カウンセラー**が、特定の公共政策問題に関して**UTC**内で企業利益の対立が存在すると判断した場合、そのような利益に矛盾のないよう調整し、統一された**UTC**の立場を決定するためにすべての関連ステークホルダーとともに努力します。利益相反が解決されない場合、**SVP GGR**は、**UTC**チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（又は被指名人）に大要を伝え、当該オフィサーが公共政策問題についての**UTC**の立場を決定します。

C. ロビー活動及びロビイスト

1. (**UTC**従業員又は**ロビイスト**が行う) すべての**ロビー活動**は、**GGR**と連携し、下記に従い事前に承認されなければなりません。

提案されるロビー活動	事前承認 ²
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 米国政府（連邦、州／地域）の行政又は立法部門 ▪ 米国連邦政府行政機関（例えば、連邦航空局、国際貿易委員会） ▪ 非米国政府 ▪ 政府職員（米国、非米国、投票により選ばれたか、任命かにかかわらず） ▪ UTCのための経済援助、奨励金又は払い戻しなどを交渉する目的での準政府機関職員 ▪ 米国又は非米国政府に対して行われる重要な国内、海外、又は国際的な公共政策問題に関して UTCに代わって行われる業界又は事業者団体アドボカシー ▪ 新規又は懸案中の立法、規制、契約又は政策問題に関わる、草の根団体又は草の根の取組従事、<u>又は</u> ▪ 直接又は間接的にかかわらず、事業者団体、慈善事業組織、その他の事業体などの組織（例えば、いわゆる「527」又は「501 (c) (4)」組織）を通して、選挙運動、意見広告又は同様の政治的コミュニケーション若しくは支持。 	SVP GGR／被指名人
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 米国議会、その他の政府の立法又は行政機関（米国連邦若しくは州／地方、又は非米国）への書面及び口頭での証言 	SVP GGR／被指名人 EVP GC／被指名人

² これらの承認要件は、立法、規制若しくは政策関連事項への**UTC**によるアドボカシーに直接、関係しない接触又はコミュニケーション（例えば、契約、助成、若しくは許可の履行に関連するコミュニケーション、又は**政府**召喚状その他の法的手続への返答、又は当該団体会員分野への共通利益事項に関する業界団体との接触）には適用されません。

2. すべてのロビイストは、[CPM 48D : ロビイスト](#)に従い、選定、審査、保持、監視、及び管理されなければなりません。
3. コーポレート及びBUSは、次の事項を含む、適用される米国（連邦若しくは州／地方）及び非米国政府の登録、開示及び報告義務への遵守に関し、**GGR**と調整する責任を負います。
 - a. 2007年誠実なリーダーシップと公明な政治法（The Honest Leadership & Open Government Act of 2007, Public Law No. 110-81）（以下「HLOGA」）は、米国連邦政府に対するロビー活動に従事するあらゆる人（UTC従業員又はロビイストを含む）による登録及び報告を要求します。登録及び開示は、ロビー活動に費やす時間が20%未満の個人に対しては要求されません。追加情報が[ロビー活動登録及び報告についての手続](#)に記載されています。
 - b. 米国連邦政府の契約、助成、融資又は協力協定に関するロビー活動には、「バード修正条項（Byrd Amendment）」に基づく開示を要求されることがあります。[連邦政府調達規則パート3.8を参照下さい](#)。加えて、米国連邦政府は、2009年アメリカ復興・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）（以下、「復興法」）に基づき、未決定の連邦政府扶助の競争申請（例えば、契約又は助成金の授与）に関して、いかなる人も口頭でのコミュニケーションを開始する資格を厳しく制限します。
 - c. 米国州／地方レベルのロビー活動及び関連する登録若しくは報告要件は、管轄地域により変わります。米国州／地方アドボカシーのために、ロビー活動に従事する、又は、ロビイストの業務に従事する前に、**SVP GGR**／被指名人への照会を行わなければなりません。
4. 少なくとも年に1度、コーポレート及び各BUは、**GGR**に対し直近の12か月間の（UTC従業員、又はロビイストにより行われた）すべてのロビー活動の報告を提供しなければなりません。（内容及び形式は**GGR**により決定されます。）この情報は、クロージングの6か月以内に、UTCが新たに獲得した営業単位により提供されます。

D. 政治家候補及び選挙で選ばれた職員のUTC施設への訪問

1. 政治家候補によるUTC施設での選挙運動は、米国及び非米国の法律により厳格に規制され、決して推奨されません。（例えば、現職議員を含む、特定の役職に対する候補者がUTC施設での選挙運動をする場合、同じ役職のすべての候補者に、要求される場合、同じ機会が与えられなければなりません。）選挙運動の例には、選挙での支持を唱える役人又はUTCの代表による印刷物の配布、財政援助の勧誘、又は陳述を含みます。**SVP GGR**／被指名人、及びコーポレート・リーガル・カウンセルが、選挙運動を含むUTC施設への訪問を承認しなければなりません。
2. 再選又は異なる役職での選出を求める人を含めた、選挙で選ばれた職員は、UTCに関連する問題について話をする公職者としての資格において、次の制限に従い、UTC施設を訪問することが許可されます。
 - すべての訪問に対し**GGR**との事前の調整を要求されます。**GGR**は、UTC施設へのそれらの職員による訪問を支持するために、当該イベント（許可されている場合）への参加を含む、あらゆる努力を行います、
 - 再選を求める現職候補者による選挙日の60日以内の訪問は禁じられています。この禁止への例外は、まれな状況において認められますが、**SVP GGR**及びコーポレート・リーガル・カウンセルの事前承認を必要とします、及び
 - アクセス、セキュリティ、写真などに関する施設規則に従わなければなりません。

E. 当会社による政治活動

1. UTC及びその従業員は、公共政策討論に参加する正当な利益を有します。UTCの対政府関係取組は、その事業にとって重要な広範囲な公共政策問題について役人及び国民を教育し、情報提供することを目的とし

ています。これらの取組は、UTCの株主の利益に一致すべきであり、個々の取締役、役員又は従業員の個人的な利益の追求に基づかれるべきではなく、一般的に、**政治献金**を含まないものです。

2. 米国法は、また、米国連邦機関、連邦党、若しくは政党組織の候補者、及び**UTC PAC**に、彼らの個人の立場で、私的政治献金を（任意で）行うよう**UTC**が従業員の「制限された階級」に勧誘することを許します。**UTC**は、「制限された階級」を米国市民又は永住外国人である取締役、役員及び1～5レベル従業員と狭義に定義します。私的政治献金のすべての勧誘及びその内容に、**SVP GGR**及び **EVP GC**による事前承認が要求されますが、ただし、**UTC PAC**への私的政治献金の提案される勧誘には、**SVP GGR**の被指名人及びコーポレート・リーガル・カウンセルの事前承認が要求されます。
3. **UTC PAC**は、超党派です。政党に関係なく、**UTC**の企業利益及び公共政策目標を支持する候補者、さらに、両主要政党の国家政治団体にも献金します。**UTC PAC**細則が、組織の基本資料を提供し、連邦選挙委員会（Federal Election Commission）規則を組み込みます。運営委員会が毎月、行われ、候補者を検討し、献金を承認します。当該運営委員会は、候補者への献金の時期及び金額を決定する次の要素を考慮します。
 - **UTC**の成功に極めて重要な課題についての当該候補者の意見（及び、現職の場合、投票記録）、
 - 候補者の管轄地域における**UTC**施設の有無、
 - 当該議員が務める議会の委員会（現職の場合）、及び
 - 候補者の強さ、及び献金若しくは暗示的な**UTC**推薦が選挙に対して与える影響。

その細則に加え、**UTC PAC**は、次の原則に従います。

- 適格従業員による参加が常に自発的なものである、
 - **UTC PAC**は、候補者への献金、又はあらゆる公的行為に対して特定の利益を求めず、要求せず、又は期待しない、
 - **UTC PAC**は、選出職員及び候補者への献金を、法律により要求される通りに、かつ、定期的に**UTC PAC**寄付者に報告する、
 - **UTC PAC**の献金は、主に、米国連邦公選職を求める個人に対するよう意図される。リーダーシップPACs、複数候補PACs、組織的又は合同PACsへの献金は、最も注意深い慎重な検討の後にのみ行われる。
4. **UTC**は、同業他社と事業、技術及び基準の専門知識を共有し、業界内で共通の主要課題に関連する重要な公衆教育への取組の一部となるために、事業者団体に参加します。**UTC**は、政治的目的で事業者団体に参加することはなく、当社は、当社がメンバーとなる団体が政治献金を行う、又はその他の方法で選挙運動プロセスに従事することを期待する、又はそれを支持することはありません。当社の事業者団体への参加は、マネジメントによる監督のもとにあり、入会にはマネジメントの承認を要します。事業者団体参加のガイドラインは、[UTC倫理規定](#)、当該規定の補足資料、[CPM 3: 反トラスト・コンプライアンス](#)、及び[CPM 7: 利益相反](#)において提供されます。
 5. 米国最高裁判所は、企業が、明確に特定された連邦候補者の当落を明示的に主張する、一般大衆へのコミュニケーションのための制限なしの支出を、その支出が個人の選挙活動から独立し、かつ、連携していないことを条件として、行うことができることを、2010年の初めに決定しました。**UTC**は、過去にそのような支出を行ったことがなく、そのようなコミュニケーションに直接的に会社の資金を費やす現在の計画もありません。そのような活動を規制する連邦選挙委員会は、この最高裁判所の決定に従った規制の変更を検討しており、米国議会は、法律の変更を検討しています。**UTC**は、それらの検討の結果に従い、その立場を見直しするかもしれません。しかし、**UTC**により採用される新たなポリシー又は慣行は、適用法に従い、並びに、**UTC**の倫理規定及び**UTC**の株主の利益に矛盾のないものとしします。

F. 取締役、役員及び従業員による政治活動及び報告

1. **UTC**は、個人の従業員が個人的な立場で、自身の選択する候補者及び政党に財務的その他の支援を行い、地域の政治活動に参加し、選挙に投票し、幹部会及び大会に参加し、並びに、公職につくことにより政治活動に従事することを推奨しています。これらの活動に従事する人は、個人の時間内にそれを行わなけれ

ばならず、**UTC**の代表者として（又はその他、これに代わって）行うことなく、そのような活動を行う又は促進するために**UTC**のリソース（例えば、勤務時間、電子メール、管理職員など）を使用することはできません。

2. 管轄区域及び下級行政機関の中には、当該州又は機関との取引関係を持つ会社並びにその取締役、役員、及び従業員による政治活動を規制します。いわゆる、“pay to play”法が、当該州又は下級行政機関と1つ又はそれ以上の契約履行に関与している州コントラクター、その取締役、役員、及び従業員による政治献金をしばしば禁止し、又は報告を要求します。あなた若しくは関係する家族が、pay-to-play法を持つ管轄地域であなた個人の立場で、私的政治献金を行おうとする場合、あなたは、**UTC**が当該管轄地域と契約を持つ資格に影響を与えないように確実にする責任を負います。それらの規制は、範囲が非常に多岐に亘り、適用が難しいため、米国州／地方機関に対する候補者に個人的な立場で私的政治献金を行う前に、**UTC**法務部門に相談することが推奨されます。

G. 政治献金

1. **UTC**は、米国連邦政府機関の候補者に対する**政治献金**を、米国法がそのような献金を提案又は実施することを禁止しているため、行いません。本ポリシーに定める例外及び事前承認要件を条件として、**UTC**は、米国連邦委員会（例えば、共和党又は民主党全国委員会）、又は米国連邦候補者の直接的な利益のための政治委員会に対する財務的支援を提供してはなりません。
2. 米国州／地方の法律は、様々ですが、多くの場合、米国州／地方機関の候補者への**政治献金**を禁止、又はその許可される金額を制限します。そのため、政策上、**UTC**は、そのような**政治献金**を行いません。（例外が下記、セクションG7に従い、事前承認を要求します。）
3. **UTC**は、非米国政府機関の候補者又は現職者への**政治献金**を、米国連邦海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）及び現地法令の対象となる、また多くの場合、それにより禁止されるため、行いません。
4. **UTC**は、**UTC**連邦政府活動委員会（以下「**UTC PAC**」）を支援して管理費支出を行う、及び、米国内国歳入法（Internal Revenue Code）のセクション527、及び501（c）（4）に基づき規定された組織（「527又は501（c）（4）組織」）へ献金することが許されますが、下記のセクションG7に従い、事前に承認を受けた場合に限りです。
5. **UTC**はまた、**UTC PAC**へ献金する適格従業員が指名する米国非課税（501（c））組織に資金を寄付することができます。この「PAC適合（Match）」プログラムは、コーポレートの自由裁量により、いつでも修正又は削除されることを条件としています。[CPM 11：慈善事業への寄付](#)を参照。
6. 米国法は、いかなる方法によっても、米国議会メンバーに関連する行事又は組織を支援するための寄付又は献金を規制します。また、**UTC**による米国議会への定期的なロビー活動報告において、そのような献金の報告を要求するかもしれません。よって、そのような献金は、下記のセクションG7に従い、事前承認を要求します。米国議会の命を受けて若しくはそれに代わって行われる、又は米国議会のメンバーがその議長である若しくは主賓となる、慈善目的の行事又は組織に対する**慈善事業への寄付**は、[CPM 11：慈善事業への寄付](#)に従った事前承認をもってのみ行うことができます。
7. 政治活動を支配する法律は、複雑なため、**政治献金**は、法律及び**UTC**の**倫理規定**への遵守を確実にするよう注意深く調査されなければなりません。すべてのケースで、**政治献金**（米国州／地方政府機関の候補者への、又は米国連邦若しくは州／地方政党、委員会、若しくは527組織（又はこれに同等のもの）への財務的支援に対する参加を含むが、これに制限されない）を実施する前にコーポレート・リーガル・カウンセルに相談がされるべきであり、**SVP GGR**及び**EVP GC**の事前承認なしに**UTC**又はその**関連会社**に代わって**政治献金**が提案又は実施されることはありません。ただし、**PAC**の細則及び運営ガイドラインに従い

UTC PACにより管理される場合、UTC PAC献金のためのUTCによる支援に対して、事前承認を取得する必要はありません。いかなる状況においても、**賄賂支払**となる若しくはそのように見える**政治献金**が、提案又は実施されるべきではありません。

8. HLOGAは、連邦政府献金その他の政治に関連する支払に対する報告要件を課し、米国議会メンバーに**ビジネスギフト**又は**スポンサー旅費**を提供するUTCの資格を制限し、並びに、UTC従業員が上下両院規則を読み、それらに精通して、当該規則に違反して**ビジネスギフト**又は**スポンサー旅費**を提案又は提供していないことをUTC（及びUTC内の特定の個人）が証明することを要求します。特に、HLOGAは、年2回、UTCによる次の開示を要求します、
 - 直近の6ヶ月間に行われたUTCによる米国連邦候補者、公職者、リーダーシップPAC、又は政党委員会への200ドル以上の献金、
 - 直近の6ヶ月間に行われたUTC又はUTC PACによる大統領図書館基金又は大統領就任式委員会への200ドル以上の献金、及び
 - UTC又はUTC PACによる、次の金員の支払（当該受取人から連邦選挙委員会（「FEC」）への開示が要求されるもの以外）。
 - 該当する立法又は行政部門職員を主賓とする又は表彰するための行事の費用、
 - 該当する立法部門職員に任命された**事業体**に支払われるもの、
 - 該当する立法部門職員の容認において**事業体**に支払われるもの、
 - 該当する立法又は行政部門職員により設立、資金調達、維持又は管理される**事業体**に支払われるもの、
 - 該当する立法又は行政部門職員により指定される**事業体**に支払われるもの、及び
 - 1つ又はそれ以上の該当する立法又は行政部門職員により、又はその名前で開かれる会議、リトリート、カンファレンス、その他類似する行事の費用支払。

H. 政府機関が後援する行事を支援する献金

1. UTCは、米国国務省の国際的な部門（例えば、米国大使館及び領事館）が後援する行事を支援するための献金を行うことができますが、ただし、当該献金が適用法により認められ、妥当な金額で、記念の性質を持つ（例えば、国民の休日）そのような国際的な部門により開催される行事を直接的に支援する意図を有し、かつ、**SVP GGR**／被指名人、及び**CVP GEC**／被指名人により事前に承認されることを条件とします。米国独立記念日以外の記念行事への献金は、推奨されず、UTC及びBUSによる年間献金総額は500米ドルを超えることはできません。正式に認められた献金は、国際的部門の登録銀行口座に直接に支払われ、次の陳述を伴わなければなりません。「United Technologies Corporationは、世界中の子会社及び関連会社を通して、商業用航空機、防衛及び建築産業において顧客にサービス提供しています。UTC事業の性質は、製品、ソフトウェア、サービス、及び技術、その他の貿易関係活動の輸出若しくは再輸出を支配しているライセンス及び承認の発行を含む、米国国務省の規制の対象です。この寄付は、無条件であり、米国国務省又はその国際的な部門による公的措置との交換ではありません。この寄付は、また、米国国務省が当該寄付を受領する権限を有し、与えられた権限の目的のためだけに当該寄付を使用する旨の理解とともに提供されます。」
2. その他の米国**政府機関**、米国州／地方**政府機関**、及び非米国**政府機関**により後援される行事への献金は、極力行わないことを推奨され、**SVP GGR**及び**CVP GEC**により例外として事前承認が要求されます。
3. いかなる状況においても、**賄賂支払**となる若しくはそのように見える献金が、提案又は実施されるべきではありません。

I. 原価許容性

上記の政治活動は、従業員給与を含む、UTC の税及び米国連邦**政府**原価計算に影響を与えます。確定申告は、**UTC** コーポレート・バイス・プレジデント、税務の要求に従い処理されます。すべての直接及び間接原価が、UTC の金融マニュアル (Financial Manual) のセクション 29.29.8 に従い、米国連邦**政府**原価許容性のために検討されます。